

## 安芸市浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準

### 第1（目的）

この指導基準は、安芸市浄化槽設置・管理・検査要領第8（4）の規定により、浄化槽の放流水を地下浸透させるために必要な事項を定めるものとする。

### 第2（用語の定義）

この指導基準において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### （1） 浄化槽

建築基準法（昭和25年法律第201号）第31条第2項の規定により国土交通大臣の認定を受けた浄化槽で、放流水の生物化学的酸素要求量（BOD）を $10\text{mg/l}$ 以下、全窒素 $10\text{mg/l}$ 以下にする処理性能を有するもの。

#### （2） 浄化槽の放流水

（1）に掲げる浄化槽で処理された水をいう。

#### （3） 指定性能評価機関

建築物に係る性能評価業務を行う者として、建築基準法第77条の56の規定に基づき国土交通大臣が指定した者をいう。

#### （4） 土壌浸透装置

導水管、配水槽、トレンチ、散水管及び土壌層等からなり、浄化槽の放流水を雨水等を混入させずに、均等に地下浸透させるための装置をいう。

#### （5） 導水管

浄化槽の放流水を配水槽に導く管をいう。

#### （6） 配水槽

浄化槽の放流水を散水管に均等に配水させる水槽をいう。

#### （7） 散水管

浄化槽の放流水を均等に土壌中に分散、浸透させるための管をいう。

#### （8） トレンチ

散水管を埋め、浄化槽の放流水を均等に浸透させるために掘られた溝をいう。

#### （9） 水位点検口

トレンチ内の放流水の浸透状況を点検するために、散水管の末端部に設けられた管等をいう。

#### （10） 土壌浸透水

土壌浸透装置によって処理された水をいう。

#### （11） 浸透設備

浄化槽の放流水を雨水等を混入させずに、地下浸透させるための土壌に埋設するます等の設備で、有効な吸込能力及び吸込容量を有するものをいう。

#### （12） 飲用井戸等

飲用を目的とした井戸及び飲用湧水源で、食料品及び食器類の洗浄に使用されるものを含む。

### 第3（対象地域）

浄化槽の設置場所付近に適当な放流先がない場合であって、この指導基準に定める処理方法等が環境衛生上支障のない地域とする。

### 第4（放流水の地下浸透が可能な浄化槽等の条件）

浄化槽の放流水を地下浸透させる場合は、次の各号に掲げるものとする。

（1） 浄化槽の規模は、処理対象人員50人以下のものとする。

（2） 浄化槽は、第2の（1）に定める処理性能を有するものとして指定性能評価機関で性能評価を受けたものであること。

（3） 浄化槽の放流水を土壌に浸透させるために十分な能力を有する土壌浸透装置又は浸透設備を付加するものとする。

## 第5 (地下浸透可能な土地)

土壤浸透装置又は浸透設備を設置することにより、浄化槽の放流水を地下浸透させることのできる土地は、次の条件を備えた土地とする。

- (1) 盛土地盤においては、盛土後1年以上経過していること。
- (2) 過去に地すべり等崩壊したことがないこと。
- (3) 土地の傾斜は16°以下で、地滑り等の災害の生じる危険がないこと。
- (4) 土壤浸透装置又は浸透設備の端から水平距離30m以内に飲用井戸等の水源がないこと。
- (5) 地下水位は、地表面下約2m以深にあること。
- (6) 土壤浸透装置又は浸透設備の底面下約2mの土壤は適度な透水性を持った土質であり、放流水が地下の水脈に短絡する土質でないこと。
- (7) 土壤の浸透速度は上限が毎分2.4cm(0.04cm/秒)未満で、下限は毎分0.042cm(0.0007cm/秒)以上であること。
- (8) 日照、通風が良好であり、雨水等が流入するおそれのない場所であること。
- (9) 人、車等の通行等により、踏み固められることのない場所であること。
- (10) 隣地境界及び建築物までの距離は、土壤浸透装置又は浸透設備の両端からそれぞれ1.5m以上を確保すること。

## 第6 (土壤浸透装置)

- (1) 土壤浸透装置に必要な面積

土壤浸透装置に必要な面積は、次により算定する。

ア 処理対象人員1人当たりの必要面積は、当該土壤の浸透速度を測定し、次の表で求められる面積の値以上とする。総必要面積は、設置する浄化槽の処理対象人員(人槽)に処理対象人員1人当たりの必要面積を乗じた値以上とする。

浸透速度 (cm/分)	0.042以上 0.048未満	0.048以上 0.054未満	0.054以上 0.06未満	0.06以上 0.12未満	0.12以上 0.18未満	0.18以上 0.24未満
必要面積(m <sup>2</sup> )	30	28	27	26	20	13

浸透速度 (cm/分)	0.24以上 0.30未満	0.30以上 0.36未満	0.36以上 0.42未満	0.42以上 0.54未満	0.54以上 0.60未満	0.60以上 2.40未満
必要面積(m <sup>2</sup> )	10	8	7	6	5	4

イ 総必要面積は、散水管及び散水管の両端からそれぞれ1m隔てた線で囲まれた区域とする。

- (2) 土壤浸透装置の構造

土壤浸透装置の構造は、次に掲げる構造のものとする(別図1参照)。

### ア 導水管

浄化槽の放流水を配水槽に導く導水管は、不浸透性の管であり、適切な勾配で施工されていること。また、必要に応じポンプを設置すること。

### イ 配水槽

配水槽は、それぞれの散水管に均等に配水できる構造を持ち、かつ必要に応じて配水量を容易に調整できる構造であること。

### ウ 散水管

散水管は放流水を均等に散水できる構造を持ち、各散水管の間隔はそれぞれ左右2m以上とすること。また、各散水管の長さは20m以下とし、その総延長は次式から求めた長さ以上のものとする。

$$L = A / 2 - 2N$$

L: 散水管の総延長

A: 必要な面積

N：散水管の本数（ $N \geq 2$ ）

エ トレンチ

トレンチは、幅 50 cm から 70 cm、深さ 75 cm 程度に掘削した溝を作り、溝の底部は砂を 15 cm 程度埋め戻し、その中心部に散水管を配置し、散水管の周囲は目詰まりを起こさせないように多孔質の礫又は碎石で埋め戻し、その上部は砂で覆い、さらにその上部は通気性の良い土壌で被覆すること。

オ 水位点検口

トレンチ内の放流水の浸透状況が点検できる点検口を、散水管の末端に設けること。

カ 検水井

土壌浸透装置の水質浄化効果を見るために、装置の中央部に設置する。検水井はトレンチの底面から約 1 m の深さの土壌浸透水を採水できる構造とすること。

第 7（事前協議）

- (1) 土壌浸透装置又は浸透設備を設置しようとする者は、あらかじめ市長に浄化槽放流水地下浸透事前協議書（別記第 1 号様式）を提出し、地下浸透に係る安全性について事前に協議しなければならない。

浄化槽放流水地下浸透事前協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア 設置場所の位置図

3,000 分の 1 から 25,000 分の 1 の地形図に土壌浸透装置又は浸透設備の設置場所を示したもの

イ 設置場所付近の平面図

おおよそ 500 分の 1 の地形図に建物、浄化槽、土壌浸透装置又は浸透設備の設置場所の位置を示したもの

ウ 設置予定地等調査報告書（別記第 2 号様式）

土壌浸透装置等の設置予定地の調査及び同予定地点から半径 30m 地域内の民家等に、飲用井戸等がないことを調査した書面

エ 設置場所付近の状況がわかるカラー写真

土壌浸透装置又は浸透設備の設置予定箇所付近の状況が分かるカラー写真（撮影年月日を記入したもの）

オ 浄化槽の規模、構造及び性能を証明する書面

指定性能評価機関の評定書、国土交通大臣認定書

カ 浄化槽、土壌浸透装置又は浸透設備の設置場所を示す平面図

キ 土壌浸透装置又は浸透設備の設置地点の土質が確認できる資料（ボーリング調査等の結果がわかるもの）

ク 浸透土壌の透水試験の結果が分かる書類

ケ 土壌浸透装置又は浸透設備の全体平面図（100 分の 1 程度の縮尺のもの）

コ 土壌浸透装置又は浸透設備の構造図

サ 土壌浸透装置又は浸透設備等維持管理に関する誓約書（別記第 3 号様式）

- (2) 前項に基づく協議の結果、市長は、浄化槽の放流水の地下浸透が指導基準に適合する場合は事前協議確認書（別記第 4 号様式）を申請者に交付するものとし、適合しない場合は事前協議通知書（別記第 5 号様式）を申請者に交付するものとする。

第 8（維持管理）

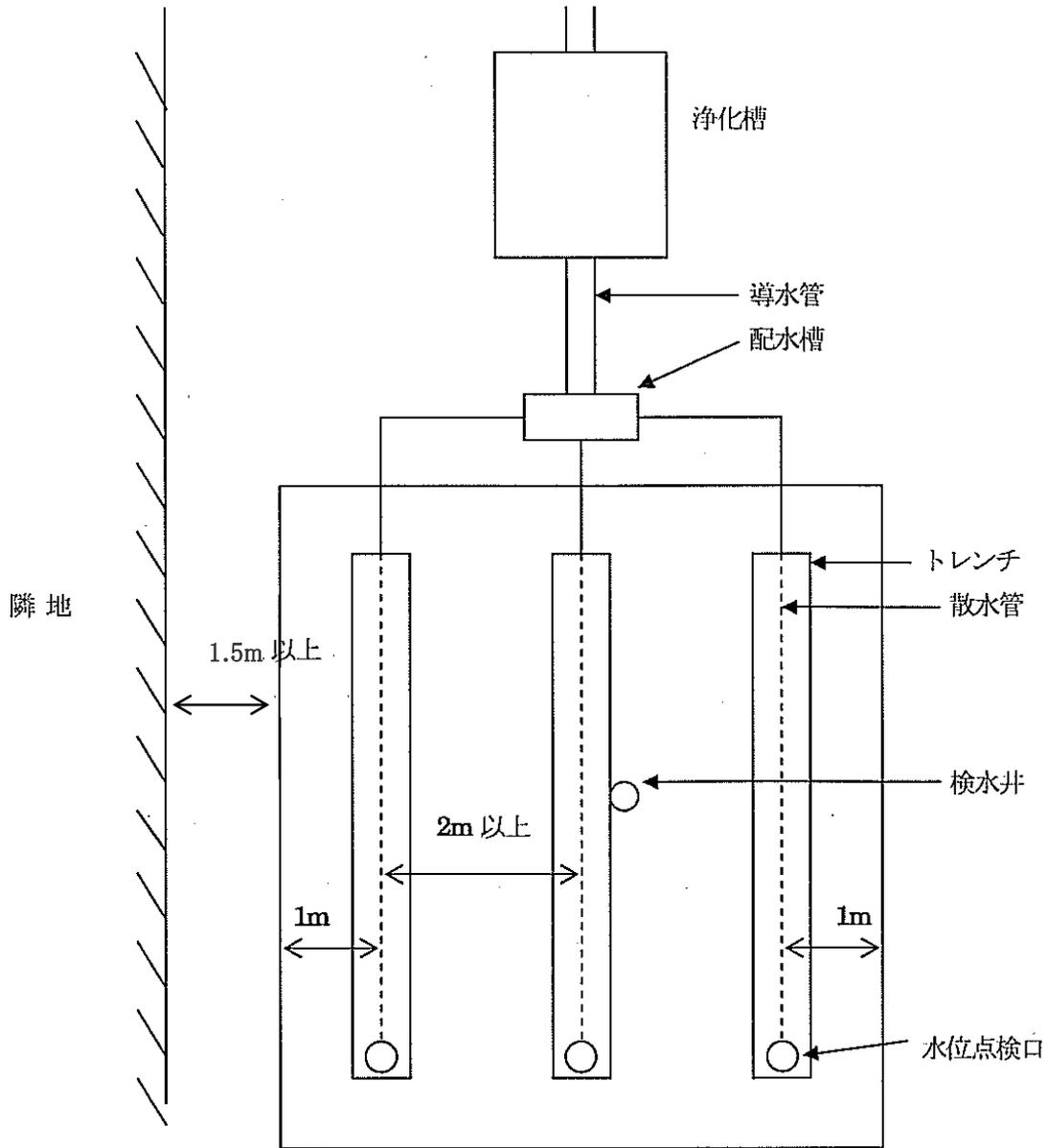
地下浸透に係る浄化槽管理者は、その機能が十分に発揮されるよう、次に掲げる維持管理に係る事項を遵守するものとする。

- (1) 浄化槽及び地下浸透に係る装置、設備等についての日常的な使用方法を十分理解し、適正に使用すること。
- (2) 土壌浸透装置若しくは浸透設備の目詰まり等により浸透能力が低下した場合又は浄化槽の放流水が地表等に浸出した場合は、土壌浸透装置又は浸透設備の清掃、砂利、砂等の交換その他必要な措置を講ずること。

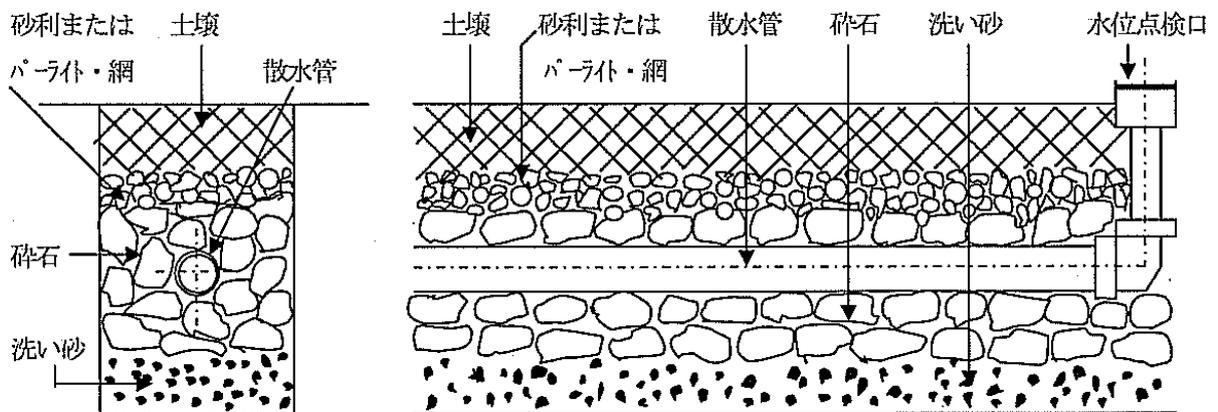
附 則

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

別 図 1



土壤浸透装置の配置の例

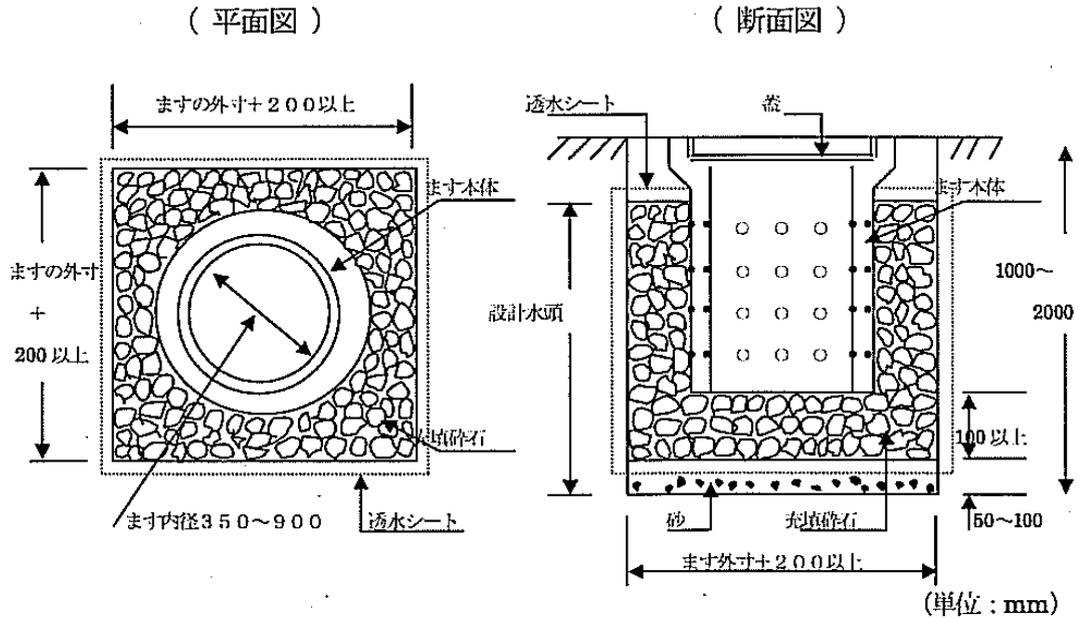


トレンチ標準断面図の例

## 浸透設備の標準構造例

### 1 浸透ます

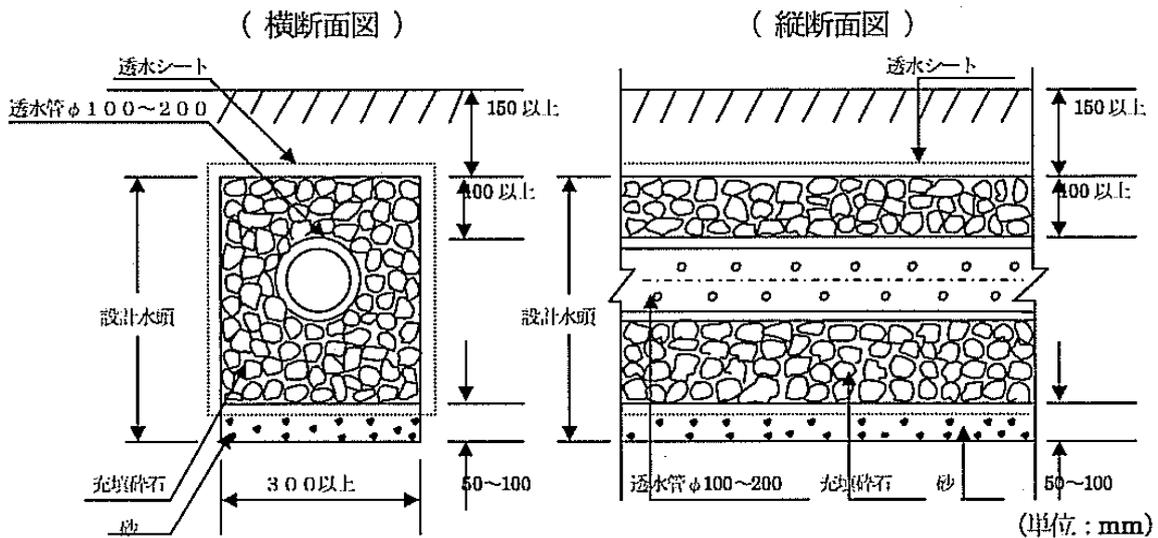
浸透ますは、透水性のますの周辺を碎石で充填し、浄化槽の放流水等を側面および底面から地中へ浸透させる構造とする。



浸透ますの標準構造

### 2 浸透管

浸透管は、掘削した溝に碎石を充填し、この中に浸透ますに連結された有孔管を設置することにより浄化槽の放流水等を導き、碎石の側面および底面から地中へ浸透させる構造とする。(浸透管の最大延長は、清掃等を考慮して管径の120倍以下を標準とする。)

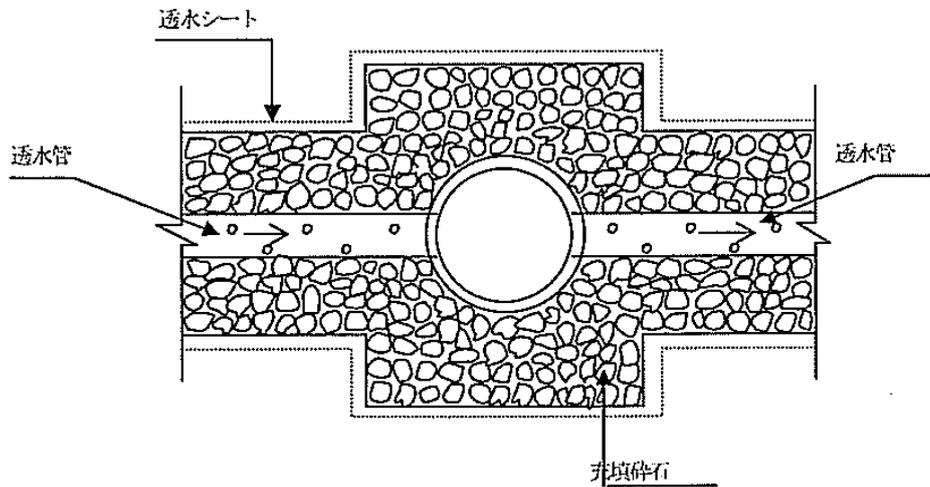


浸透管の標準構造

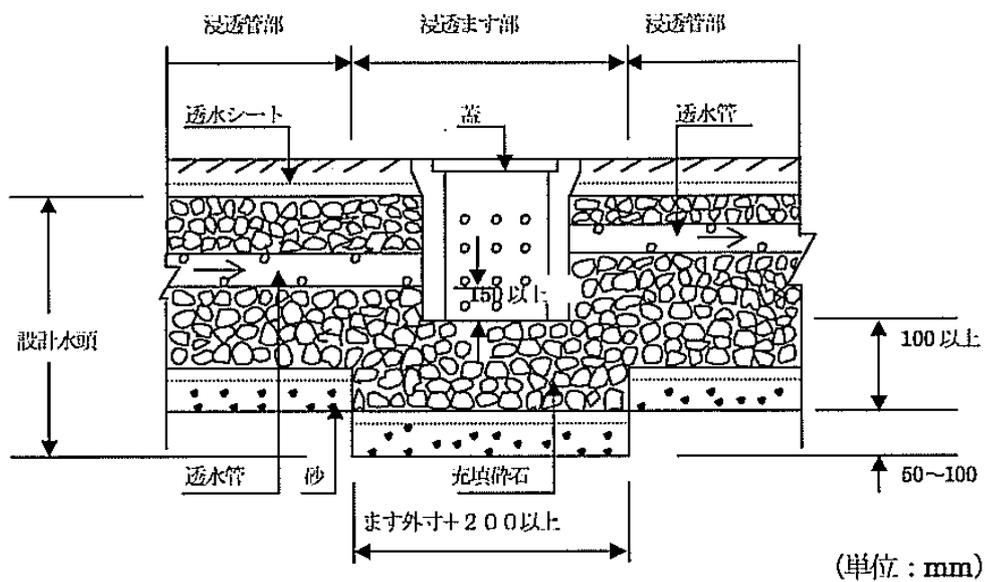
3 浸透ますと浸透管の組み合わせ

浸透ます単独で浸透処理できない場合は、浸透管と組み合わせて設置する。

(平面図)



(断面図)



組み合わせて設置する場合の標準構造

注：浄化槽の大きさと地質を考慮し、最適な組み合わせ、大きさとする

## 浄化槽放流水地下浸透事前協議書

年 月 日

安芸市長 様

設置者の住 所

氏 名 ㊟  
 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)  
 電話番号

浄化槽の放流水を地下浸透したいので、安芸市浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準第7の規定に基づき協議します。

設置者	氏名（法人の場合は名称、代表者氏名）	
住所	住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）	
設置場所		
工事予定期間	着工 年 月 日	竣工 年 月 日
浄化槽等工事 予定業者	事業所名 電 話	
添 付 書 類	① 設置場所の位置図（別添） ② 設置場所付近の平面図（別添） ③ 設置予定地等調査報告書（別添） ④ 設置場所付近の状況がわかるカラー写真（別添） ⑤ 浄化槽の規模、構造及び性能（別添） ⑥ 浄化槽、土壤浸透装置又は浸透設備の設置場所を示す平面図（別添） ⑦ 土壤浸透装置又は浸透設備の設置地点の土質が確認できる資料（ボーリング調査等の結果がわかるもの）（別添） ⑧ 浸透土壤の透水試験の結果が分かる書類（別添） ⑨ 土壤浸透装置又は浸透設備の全体平面図（別添） ⑩ 土壤浸透装置又は浸透設備の構造図（別添） ⑪ 土壤浸透装置又は浸透設備等維持管理に関する誓約書（別添）	

## 設置予定地等調査報告書

年 月 日

安芸市長 様

設置者の住 所

氏 名 ㊟  
 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)  
 電話番号

浄化槽の放流水を地下浸透するにあたり、地下浸透を予定している土地について調査した結果は、下記のとおりであり、「安芸市浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準」第5に定める地下浸透可能な土地の条件をすべて満たしていることを報告します。

なお、本申請日以降に当該条件が満たされない状況が発見された場合には、自己の責任を持って、浄化槽の放流水の地下浸透の中止等の措置を行います。

## 記

調 査 項 目	調 査 結 果
盛土されていない又は盛土後1年以上経過している	
過去に地すべり等崩壊したことがない	
土地の傾斜は16°以下で、地滑り等の災害の生じる危険がない	
水平距離の半径30m以内に飲用井戸等の水源がない (調査結果(別表)と住宅地図に半径30mの円を描き 図示したものを添付)	井 戸 有・無 飲用井戸等 有・無
地下水位は、年間平均で地表面下約2m以深にある	
土壤浸透装置又は浸透設備の底面下約2mの土壤は適度な透水性を持った土質であり、放流水が地下の水脈に短絡する土質でない	
土壤の浸透速度は毎分0.042～2.4cmである	
日照、通風が良好であり、雨水等が流入するおそれがない	
人、車等の通行等により、踏み固められることがない	
隣地境界及び建築物までの距離は、土壤浸透装置又は浸透設備の両端からそれぞれ1.5m以上確保できる	



## 土壤浸透装置等維持管理に関する誓約書

年 月 日

安芸市長 様

設置者の住 所

氏 名 ⑩  
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)  
電話番号

私は、浄化槽の放流水を地下浸透するに当たり、下記事項の管理等を徹底するとともに、維持管理に起因して付近に保健衛生上の支障が生じた場合には、速やかに改善等の対応を行うことを誓約いたします。

### 記

- 1 浄化槽及び地下浸透に係る装置、設備等についての日常的な使用法は、十分理解し、遵守いたします。
- 2 浄化槽等の維持管理は、浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び法定検査を行います。
- 3 土壤浸透装置若しくは浸透設備の目詰まり等により浸透能力が低下した場合又は浄化槽の放流水が地表等に浸出した場合は、土壤浸透装置又は浸透設備の清掃、砂利、砂等の交換その他必要な措置を講じます。
- 4 下水道へ接続することが可能になった場合は、速やかに浄化槽を廃止し下水道に接続します。また、排水路の整備により、排水の放流先が確保された場合は、速やかに土壤浸透装置等を廃止し、排水路等に放流します。
- 5 本物件の維持管理上の地位に変動があった場合には、これを承継する者に対し、本誓約に係る義務についても承継させます。

## 事前協議確認書

住所

氏名

平成 年 月 日付けで申請のあった浄化槽放流水地下浸透事前協議書について安芸市浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準に基づき審査した結果、同基準に適合することが認められたので、下記事項の遵守を条件として、本確認書を交付します。

平成 年 月 日

安芸市長



## 記

- 1 安芸市浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準を遵守し、浄化槽及び地下浸透に係る装置、設備等についての日常的な使用方法については、十分理解し維持管理に努めること。
- 2 浄化槽等の維持管理は、浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び法定検査を行うこと。
- 3 土壌浸透装置若しくは浸透設備の目詰まり等により浸透能力が低下した場合又は浄化槽の放流水が地表等に浸出した場合は、土壌浸透装置又は浸透設備の清掃、砂利、砂等の交換その他必要な措置を講ずること。
- 4 下水道へ接続することが可能になった場合は、速やかに浄化槽を廃止し下水道に接続すること。また、排水路の整備により、排水の放流先が確保された場合は、速やかに土壌浸透装置等を廃止し、排水路等に放流すること。

浄化槽の設置場所	
浸透の場所	
浄化槽型式	

## 事前協議通知書

住所

氏名

平成 年 月 日付けで申請のあった浄化槽放流水地下浸透事前協議書について安芸市浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準に基づき審査した結果、下記の場所に地下浸透することは適さないと判断します。

平成 年 月 日

安芸市長



記

設置場所